

20241118 中庁第1号
公取企第448号
令和6年11月22日

親事業者代表者 殿

中小企業庁事業環境部
取引課長
統括下請代金検査官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課長
下請取引調査室長

手形等のサイトの短縮について
(注意喚起)

令和6年度の「下請事業者との取引に関する調査」に御協力いただき、ありがとうございました。

貴社からの回答内容を確認したところ、貴社は、下請代金の支払につき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいいます。以下同じです。）のサイト（手形期間又は決済期間をいいます。以下同じです。）が60日を超える手形等により支払っており、その支払方法について、現金払への変更及び手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないとのことでした。

令和6年4月30日、公正取引委員会は、同封の「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」とおり、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形等のサイトが60日を超える長期の手形等を交付した場合、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）で禁止されている「割引困難な手形の交付」等に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導する方針を公表しています。

そのため、貴社におかれましては、手形等を下請代金の支払手段として交付する場合には、そのサイトは必ず60日以内としてください。

なお、支払方法を手形等から現金払に変更したり、手形等のサイトを短縮する際に、下請代金を従来の金額から一方的に引き下げたり、発注時に決定した下請代金を発注後に減額する等の行為は、下請法で禁止されている買いたたきや下請代金の減額等に該当するおそれがあります。

また、支払方法を手形等から現金払に変更する際に、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を超えて支払期日を定める行為は、下請法で定められた下請代金の支払期日を定める義務に反し、下請法で禁止されている下請代金

の支払遅延にも該当するおそれがありますので、御注意ください。

(注) 公正取引委員会及び中小企業庁は、令和6年11月1日以降、サイトが60日を超える長期の手形等を親事業者が交付した場合、下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導します。したがって、同日以降、貴社が、サイトが60日を超える長期の手形等により下請代金を支払っているなどの下請法違反が疑われる情報に接した場合には、後日、公正取引委員会又は中小企業庁の職員が照会したり、実際に貴社の事業所に赴いて調査・確認したりする場合があるほか、指導等の措置を採る場合があります。